

○ 塩尻市地域公共交通協議会規約

(設置)

第1条 塩尻市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、塩尻市地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、塩尻市大門七番町3番3号塩尻市役所内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。

- (1) 交通計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 交通計画の実施に関すること。
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、塩尻市長(以下「市長」という。)が委嘱する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般旅客自動車運送事業者並びにその組織する団体
- (2) 住民又は利用者の代表者
- (3) 国土交通省北陸信越運輸局長又はその指名する者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 長野県警察
- (6) 道路管理者
- (7) 学識経験者
- (8) 市職員
- (9) その他市長が必要と認める者

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

- 2 会長は、委員の互選により選出し、協議会を代表する。
- 3 会長、副会長及び監査員は、相互に兼ねることはできない。
- 4 副会長及び監査員は、委員のうちから会長が指名する。

- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 監査員は、協議会の会計を監査する。
- 7 第1項第3号に掲げる監査員については、協議会の会計に係る歳入及び歳出が発生しない場合、これを置かないことができる。この場合において、第3項、第4項及び第6項の規定中、監査員に係る事項については適用しない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第7条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、塩尻市の交通施策を担当する課に置く。
- 3 会長は、前項に掲げる課のほか、交通計画の作成及び実施に関連する課等を事務局に参加させることができる。
- 4 事務局の処務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議及び運営等)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長が必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、特別な事情があると認められる協議については、これを公開しないことができる。
- 6 会長は、会議の内容が軽微な場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、書面協議により議決をすることができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で議決された事項については、委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(議事録)

第10条 協議会の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録は、当日出席した委員の中から、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

(部会)

第11条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(規約の変更)

第14条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(補足)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和7年6月26日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行後最初に任命される塩尻市地域公共交通協議会の委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、令和9年5月31日までとする。